

# 仕 様 書

- 1 件 名 山口県立こころの医療センター  
入院棟エアハンドリングユニット更新等工事
- 2 工事場所 山口県宇部市大字東岐波4004番地2
- 3 工事期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 対 象  
下記、工事概要を参照のこと。
- 5 工事内容  
入院棟各階（1F～4F）のエアハンドリングユニット・ダンパー類及び冷温水配管保護材の更新。  
詳細は下記を参照のこと。

---

## (1) 工事概要

### ア 対象範囲

#### (ア) 設備

- (イ) 必要な設置工事（電源・配管・配線等含む）
- (ウ) 設備を運用する者への機器の使用方法説明
- (エ) 作業管理・品質管理等の管理
- (オ) 既存設備の段階的更新

### イ 施工時間

施工日は、原則平日昼間とする。やむを得ない場合、担当者と協議の上、夜間、土日祝日も可とする。

### ウ 調達物品名及び内訳

別添の設計図および設計書を参照すること。

### エ 設置に関わる納品物

受託者は、以下の納品物について協議を行い作成し、指示に従い納品すること。

- (ア) 設備一式
- (イ) 各種システム設計、設定書
- (ウ) 各種操作マニュアル

(エ) 工事に係る完成図（配置図、系統図）

※上記書類について、電子媒体（2部）、紙媒体（2部）を納入すること。

#### オ 設置工事について

(ア) 使用する水・電気は、無償提供する。

(イ) 工事関係者用に駐車場を無償で用意する。

(ウ) 当院の業務により、作業実施の制約が発生する場合があるため、施工に当たっては必ず事前に担当者と調整し相互に協力して進めること。病院運営をしながらの工事であり、病院業務に支障なきように注意をすること。

(エ) 資材の搬出入については病院と協議の上決められた経路とすること。また適所に誘導員を配置するなど安全誘導に努めること。搬入出の時間等については、患者の利用時間帯を避ける等の調整を事前に行うこと。

搬入する場所が困難な位置にあるため、十分考慮すること、

(オ) 病院トイレは決められた場所で使用可とする。

(カ) 工事現場作業中は請負責任者が常時現場を管理すること。また、工事関係者と区別できる腕章、名札等を携帯すること。

(キ) 本工事については既存施設の影響を十分調査の上行うこと。

(ク) 作業実施にあたっては、落札後速やかに作業計画を策定、担当者の承認を得ることとする。また、作業計画変更の必要性が生じた際、変更理由及び変更内容共に、修正された作業計画を担当者に届け出た上、承認を得ること。

(ケ) 工事は段階的な整備および更新とし、既存設備が長時間停止して監視・制御ができない等の影響が出ないようにすること。

(コ) 本工事について官公庁等の届出が必要な場合には速やかに届け出ること。

(サ) 工事中、エアハンドリングユニットの停止が想定されるため、冷暖房の閑散期（10月～11月半ばを想定）に工事を行うこと。また、停止期間が極力短くなるよう努めること。

(シ) 自動通信制御機器工事も同時に行う予定であるため、連携の上、上記の停止期間の短縮に努めること。

(ス) 詳細については、担当者の指示によることとする。

#### (9) その他留意事項

(ア) 現在の自動制御通信機器が使用できるセンサーを使用すること（現在の自動制御通信機器はジョンソンコントロールズ製）

---

## 6 作業条件

(1) 作業に伴う発生廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき適正に処理すること。

- (2) 本工事にかかる付帯作業や軽微な事項については、受託者の負担で行うこと。
- (3) 修理作業において、建物等を破損した場合は直ちに担当者に報告の上補修すること。なお、補修に伴う費用は受託者の負担とする。
- (4) 作業に含まれる管工事については試運転及び正常動作確認を含むこと。
- (5) 安全等には十分考慮して作業を行うこと。
- (6) 大気汚染防止法の改正に伴い、資格者による事前調査の実施が必要である場合には実施すること。
- (7) 冷媒ガスは、全量新品入替えること（フロンガス再生や再充填は不可）。
- (8) 完成写真報告書の作成提出すること。

## 7 その他

- (1) 作業開始前及び作業終了時には担当者と打合せ、連絡を密にすること。
- (2) 作業に当たっては、事前に担当者と十分調整のうえ、実施すること。
- (3) 受託者は、作業実施に先立ち作業計画書を作成のうえ、担当者に提出し、了承を得るものとする。
- (4) 受託者は、作業員の作業規律の遵守及び事故防止に努めること。
- (5) 作業の実施に当たって知り得た業務上の秘密は、第三者に漏らしたり他の目的に利用しないこと。
- (6) 詳細については、担当者の指示によること。
- (7) 本仕様について、疑義あるいは不明な点がある場合は担当者に照会すること。

担当者：地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立こころの医療センター  
事務部 秋田  
電話 0836-58-2370（代表）  
〒755-0241 山口県宇部市大字東岐波4004番地2

以上